

中央教育審議会 大学分科会 質向上・質保証システム部会
教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
知の総和答申における「認証評価制度」提言に関する意見

令和 7 年 6 月 1 0 日
日本私立大学協会

認証評価制度は、大学の公的な質保証システムが「国による事前規制」から「事後チェックへ」と移行するなかで、大学設置認可を弾力化する一方で、第三者が客観的な立場から評価することを目的として、平成 14 年 11 月の学校教育法の改正により平成 16 年 4 月に導入され、今日に至っている。

この間、本協会では、認証評価機関の設立に向けて「私立大学の特性に配慮した評価システム」について研究・調査を重ね、平成 16 年 11 月には本協会が母体となって「日本高等教育評価機構」を設立し、今日に至るまで我が国の第三者評価に大きく関わってきた。

この度、とりまとめられた中央教育審議会の「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」答申（以下、答申）においては、この認証評価制度について、種々の見直し提言がなされているが、その具体的な制度設計にあたり、「日本高等教育評価機構」創設に関わった立場から若干の意見を申し上げたい。

1. 「教育の質を数段階で示すこと」および「撤退を促すこと」について

- 答申では、認証評価機関に対して、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、「教育の質を数段階で示す」ことや、教育の質が担保されていない大学に「撤退を促すこと」が提言されている（p21）。
- この認証評価について、平成 14 年 8 月 5 日の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」では、「国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにする」制度であり、「評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す」制度と述べているが、その評価はピアレビューを中心に行われている。
- 大学の教職員が互いに評価し合うピアレビューで成り立つ認証評価において、受審大学がそれぞれの教育理念や方針に基づいて多様に展開する教育に対して段階的に「優劣」をつけたり、「撤退」を促すことは、このピアレビューの精神に馴染まない。
- 我が国の認証評価で評価されるべきことの一つに、評価基準を満たさない項目があれば、その評価プロセスを通じて、当該大学とコミュニケーションを重ね、評価基準に達するよう改善を促していくことや、「不適合」と評価された大学であっても、「撤退」と切り捨てるのではなく、再チャレンジの機会を与えることで、各大学の内部質保証を促進していくことがある。
- 認証評価の教育評価においては、この内部質保証を核とする教学マネジメントのシステムが機能しているかどうかの検証が最重要であり、その点に力を注ぐべきと考える。

2. 「学部・研究科に応じた評価」について

- 答申ではまた、各高等教育評価機関の負担軽減を踏まえつつ、「学部・研究科等に応じた定性的評価」を導入することが提言されている（p21）。

- 我が国の学士の学位に付記される専攻分野は世界に例を見ないほど細分化されている。現時点においては、このように細分化された専攻分野を背景に持つ学部や研究科をどのように分類し、どのような定性的評価の実施を意図しているのか不明ではあるが、負担軽減を踏まえるとはいえ、機関別評価を行っている認証評価機関に、新たに「学部・研究科等に応じた定性的な評価（≡分野別評価）」を導入することは、評価員の育成や評価体制の整備等で今以上の負担がかかり、その実現に困難が伴うことは想像に難くない。
- 更には、そのように肥大した認証評価を受審する大学の負担も重く、その負担は学部数が多いほど増していく。既に答申においても「評価疲れ」が指摘されているなかで、認証評価にかかる大学の負担が増していけば、畢竟、大学が本来傾注しなければならない教育や研究のための時間や労力が認証評価のために削られていく。
- 「選択と集中」の果てに、我が国の研究の質が低下していったと巷間取り沙汰されている。教育研究の「質向上」を求めるあまり、却って教育研究の質の低下を招くことがあってはならない。「学部・研究科等に応じた定性的評価」については拙速な導入は避け、慎重に検討することが望まれる。

■おわりに

- 前述の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」では、第三者評価の導入にあたり、「国の関与は謙抑的」にするとともに、「様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要」と述べている。
- 翻って、この度の答申では「知の総和」向上に向けて、認証評価において「その教育のランク付け」や「学部・研究科等の定性的評価」、更には「撤退」を促すことまで求めている。国による過度な関与は、認証評価の一律化を招き、ひいては我が国の大学から多様性や独自性を阻喪しかねない。
- 認証評価の見直しにあたっては、各大学がそれぞれに適した認証評価の受審により、自己改善をすすめていく本来の趣旨に立ち返るとともに、各認証評価機関の自主性が最大限に尊重されなければならない。設置認可やアフターケアを含む質保証システム全体の改善と、各認証評価機関の自主的な改善努力とが相まって、質の充実を実現できるのではないかと考える。

以 上